

裁 決

審査請求人

処分庁 福祉事務所長

審査請求人 (以下「請求人」という。) が令和3年6月5日付けでした審査請求 (以下「本件審査請求」という。) について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して行った生活保護法第63条による費用返還決定 (令和 年 月 日付けで通知したもの) を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対し、生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) 第63条の規定により、返還決定額を4,921,457円とする費用返還決定 (令和 年 月 日付け) で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。) を行ったところ、請求人が、本件処分に不服があるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を提起した事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

(2) 請求の理由



2 処分庁の弁明

(1) 求める裁決主文

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 事案の概要

ア 平成■■年■■月■■日、請求人は普通二輪自動車にて走行中に普通自動車と衝突する交通事故に遭った。加害者の保険会社：セゾン自動車火災保険株式会社（以下「保険会社」という。）より「保険適用外となる部分（おむつ代や身の回りの物などの入院用具代等）については補償を行うが、医療費（保険適用内）については一先ず生活保護で支払いを行っていただき、後日第三者行為被害に関する届け出を行い、必要額について返還請求を行っていただきたい」との申し出を受け、処分庁はこれに従った。なお、請求人が保険会社から受け取った保険金については収入として認定せず、示談成立後に法第63条に基づく返還金として取り扱うこととした。

イ 平成■■年■■月■■日、請求人が来庁したため、今後発生し得る交通事故の保険金・示談金・慰謝料の受領に伴う法第63条（費用返還義務）の適用について、事前に通知書の交付を行った。

ウ 令和■■年■■月■■日、請求人より入電、自身の症状固定に伴い、保険会社から通院にかかるタクシー代等、治療・生活にかかる費用の支払いが打ち切られたとの報告を受けた。よって、令和■■年■■月■■日以降の通院にかかるタクシー代については処分庁にて医療移送費として扶助を行った。

エ 令和■■年■■月■■日、保険会社：■■氏より入電、請求人と示談が成立したとのことで、その詳細について以下の通り情報提供があった。

示談成立日：令和■■年■■月■■日

示談金：■■■■■■■■■■円（保険金、慰謝料、弁護士費用合計）

後遺障害：■■■■

症状固定日：令和■■年■■月■■日

責任割合：加害者：請求人＝9：1

オ 令和■■年■■月■■日、請求人より入電、示談成立に伴いベリーベスト法律事務所より保険金：■■■■■■■■■■円が振り込まれたとの報告があったため、処分庁職員から保険金の一部が法第63条に基づく返還の

対象となることを説明し、請求人の了承を得た。

その後、保険会社：■■■■氏に架電、入金の内訳について以下のとおり確認した。

治療関係費	■■■■	円
入院雑費	■■■■	円
通院交通費	■■■■	円
装具等購入費	■■■■	円
慰謝料	■■■■	円
逸失利益	■■■■	円
後遺障害	■■■■	円
示談前既払い金	■■■■	円
(内：過失相殺額 ■■■■ 円)		

合計額	■■■■	円
調整金	■■■■	円

支払額	■■■■	円
－弁護士費用＝ ■■■■ 円		

カ 令和■■年■■月■■日、示談前既払い金を含めた保険金総額の詳細について確認のため、保険会社に対する法第29条に基づく調査により、以下のとおり回答を得た。

示談成立日	令和■■年■■月■■日
障害等級認定日	令和■■年■■月■■日
自賠責保険による保険金	■■■■ 円 …… A
(内訳) 傷病による損害額	■■■■ 円
後遺障害による損害額	■■■■ 円
任意保険による保険金	■■■■ 円 …… B
保険金合計 (A + B)	■■■■ 円

キ 令和■年■月■日、保険会社：■氏に架電、以下の名目で支給されているものについては、請求人の治療・生活にかかる各種支払い（歩行補助杖、入院日用品、通院移送費、その他治療費等）について、請求人から領収書が提出され、その実費分を請求人に対し支払ったものであり、全額が既払い金であることを確認した。

治療関係費 ■円

入院雑費 ■円

通院交通費 ■円

装具等購入費 ■円

ク 令和■年■月■日、請求人の保険金受領に伴い、処分庁は法第26条及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第10の12）答2-（2）の規定により、受領日である令和■年■月■日付で請求人世帯の生活保護を廃止した。

ケ 令和■年■月■日、処分庁は本件処分を行った。

（3）処分庁の主張

ア 処分内容及び理由について

（ア）本件処分は請求人が令和■年■月■日付で交通事故の示談成立に伴う保険金を得たことにより、法第63条に基づく返還金を決定したものである。

以下、本件処分の内容について詳述する。

a 昭和47年12月5日付社保第196号厚生省社会局保護課長通知「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」にて、法第63条にいう資力の発生時点としては損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点であり、自動車事故の場合は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点と示されている。しかしながら、自賠責保険（後遺障害による損害）及び任意保険についてはこの限りでなく、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点につい

て、生活保護問答集（問13-1）-3-（5）により、保険金の種別ごとに資力発生時点を以下のとおり定めた。

- ①自賠責保険（傷害による損害）・・・事故発生日
- ②自賠責保険（後遺障害による損害）・・・障害等級認定日
- ③任意保険・・・示談成立日

b 課長通知問（第8の40）答（1）の規定により、以下の合計：

円については、交通事故に伴う負傷の医療に要する経費と認め、必要経費として任意保険から控除を行った。

治療関係費	円
入院雑費	円
通院交通費	円
装具等購入費	円
合計	円

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-（2）-エ-（イ）の規定により、8,000円を控除し法第63条返還対象額を決定した。

c 症状固定日である令和年月日以降にかかる請求人の治療費等について保険会社は支払いを行わない。

（イ）（ア）に基づき返還対象額を算出する。

a まず、（ア）のaの通り定められている資力発生時点以降に支払われた生活保護費と各種保険金額を比較し、対象期間①～③における生活保護費の過払金について、それぞれ過払金①～③とする。

任意保険については（ア）のbの通り、必要経費：円及び8,000円を控除し、円としている。

①事故発生日

平成年月日から入金日前日：令和年月日まで
扶助費支給額（医療費除く）円

> 自賠責保険金（傷害による損害）円

よって、過払金①=円とする。

②障害等級認定日

令和■年■月■日から入金日前日：令和■年■月■日まで

生活・住宅扶助費等支給額 ■■■■■円

医療扶助費支給額 ■■■■■円

計 ■■■■■円

＜ 自賠責保険金（後遺障害による損害） ■■■■■円

よって、過払金②=■■■■■円とする。

③示談成立日

令和■年■月■日から入金日前日：令和■年■月■日まで

生活・住宅扶助費支給額 ■■■■■円

医療扶助費支給額 ■■■■■円

計 ■■■■■円

＜ 任意保険金 ■■■■■円

③の対象期間が②の対象期間と重複しており、②において支給済み扶助費が全額過払金として扱われているため、過払金③=0円とする。

b 過払金①+過払金②+過払金③

= ■■■■■円 + ■■■■■円 + 0円

= 4,921,457円

(ウ) 次に、返還対象額の全額を返還決定額とすべきかについて検討する。

a 法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきでなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除するこ

とが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものである（福岡地方裁判所平成26年2月28日判決参照）。

b また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5の答は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額など一定額を控除して返還額を決定して差し支えないとしている。

c 本件処分について、請求人世帯は既に保険金を受領した令和■年■月■日付で生活保護廃止となっており、(ウ)のaにある「保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合」にあらず、また、(ウ)のbにある「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」にもあたらないというべきである。よって、返還対象額の全額を返還決定額とする。

(エ) 以上より、平成■年■月■日に発生した交通事故による保険金の受領に伴う、平成■年■月■日から令和■年■月■日の扶助費の過払金4,921,457円から必要経費0円及び自立更生費0円を控除した過払金4,921,457円について、法第63条返還金とする本件処分をしたものである。

イ 請求人の主張に対する処分庁の意見について

(ア) 請求人は、審査請求の趣旨として「本件処分を取り消す。」との裁決を求め、その理由として「
[redacted]
[redacted]
[redacted]」としている。

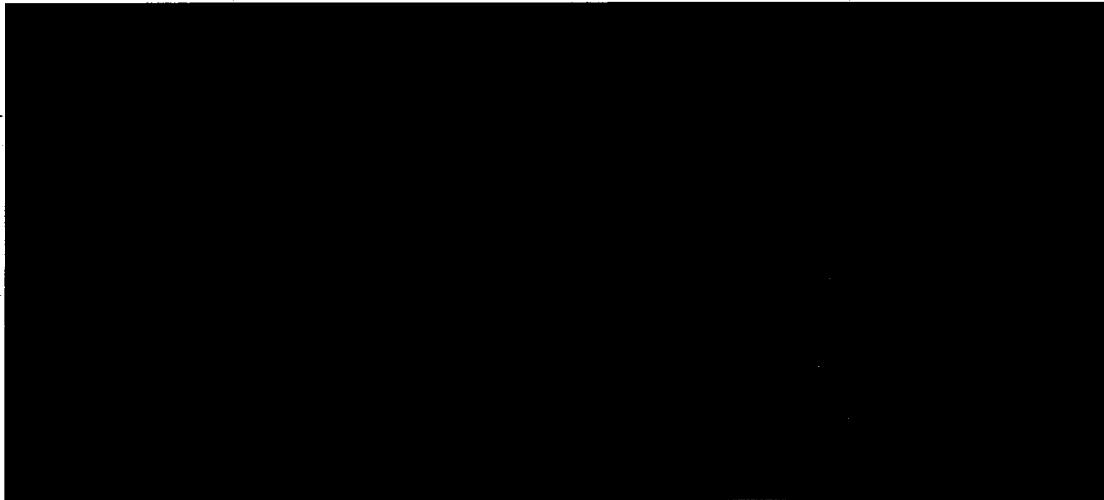
(イ) しかし、処分庁は、請求人に対し、交通事故の保険金・示談金・慰謝

料の受領に伴う法第63条（費用返還義務）の適用について事前に通知を行っており、返還額についても、上記アのとおり決定している。

（ウ）したがって、請求人の主張は認められない。

以上より、本件処分に違法及び不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 請求人の反論



理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり、[redacted]を主張しており、このことを理由に本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

- （1）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで請求人世帯（単身世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。
- （2）請求人は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、普通自動二輪車で走行中に普通自動車と衝突し、受傷した（以下「本件交通事故」という。）。
- （3）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで、請求人に対し、受領した交通事故の保険金について、法第63条の規定により、受けた保護金品に相当する金額の範囲内で費用返還義務が生じる旨を通知した。

- (4) 請求人は、令和■年■月■日に、本件交通事故に係る後遺障害について、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第二第■に該当するとの等級認定を受けた。
- (5) 本件交通事故について、請求人と加害者との間で、令和■年■月■日に示談が成立した。
- (6) 請求人は、令和■年■月■日に■福祉事務所を来所した。同日のケース記録票には、処分庁職員が請求人に対し、本件交通事故の保険金に係る法第63条の規定による返還対象となる扶助費の見込み額を伝え、保険金の使い道について聴取を試みた旨の記載がある。
- (7) 令和■年■月■日、請求人の金融機関の口座に本件交通事故に係る保険金の一部である■円が振り込まれた。
- (8) 請求人は、令和■年■月■日、前記(7)の入金に係る金融機関の口座の取引明細証書を処分庁に提出した。
- (9) 処分庁は、令和■年■月■日、保険会社にて、支払った保険金の内訳について確認したところ、治療関係費、入院雑費、通院交通費及び装具購入費が含まれていた。また、前記(7)の入金額は、既払い金、過失相殺額及び弁護士費用が控除された後の金額であることを確認した。
- (10) 処分庁は、保険会社に対し、本件交通事故に係る保険金等について法第29条の規定に基づき照会したところ、令和■年■月■日、保険会社より次のとおり回答があった。
- ①示談成立日 令和■年■月■日
 - ②障害等級認定日 令和■年■月■日
 - ③自賠責保険による保険金 ■円
 - (内) ④障害による損害額 ■円
 - ⑤後遺障害による損害額 ■円
 - ⑥任意保険による保険金 ■円
- (11) 処分庁は、令和■年■月■日、保険会社にお問い合わせ、治療関係費（■円）、入院雑費（■円）、通院交通費（■円）及び装具等購入費（■円）は、請求人の治療・生活にかかる各種支払い（歩行補助杖、入院日用品、通院移送費及びそ

の他治療費等)について、請求人から領収書が提出され、その実費分を請求人に対し支払ったものであり、全額が既払い金であることを確認した。

- (12) 処分庁は、本件交通事故の保険金が入金されたことを理由に、廃止する時期を令和■年■月■日として請求人に対する保護を廃止した(令和■年■月■日付け生活保護廃止通知書(■)で請求人に通知)。

- (13) 処分庁は、令和■年■月■日付けで次のとおり本件処分をした。

資力発生時期 平成■年■月■日

適用内容 交通事故収入

平成■年■月■日付交通事故による保険金の受領に伴う、平成■年■月■日から令和■年■月■日の扶助費の過払金4,921,457円から必要経費0円及び自立更生費0円を控除した過払金4,921,457円

返還対象額 4,921,457円

返還決定額 4,921,457円

- (14) 処分庁は、請求人に対し、平成■年■月■日以降、次のとおり扶助費(医療扶助費を除く)を支給した。なお、同年■月分について、同月■日から同月■日までの扶助費を日割り計算すると、その額は■円になり、令和■年■月分について、同月■日から同月■日までの扶助費を日割り計算すると、その額は■円になり、また、令和■年■月分について、同月■日までの扶助費を日割り計算すると、■円になることが認められる。

ア 各月の支給額

平成■年■月分 ■円

(同月■日から■日までの分 ■円)

■月分 ■円

■月分 ■円

■月分 ■円

■月分 ■円

■月分 ■円

	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
平成	■	年	■	月分	■■■■	円
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
平成	■	年	■	月分	■■■■	円
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
令和	■	年	■	月分	■■■■	円
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
	■	月分	■■■■	円		
			(同月 ■ 日から同月 ■ 日までの分	■■■■	円)	
	■	月分	■■■■	円		
令和	■	年	■	月分	■■■■	円

■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円
 ■月分 ■■■■■円

(同月■日から同月■日までの分 ■■■■■円)

イ 平成■年■月■日から平成■年■月■日までの支給額の合計
■■■■■円

ウ 令和■年■月■日から令和■年■月■日までの支給額の合計
■■■■■円

(15) 処分庁は、請求人に対し、令和■年■月■日以降保護廃止時まで医療扶助費として、■■■■■円を支給した。

(16) 処分庁の内規である■■■■生活保護問答集には、法第63条返還に係る免除の考え方として、交通事故の保険金等についても、返還額決定の際には、損害補てん(原状回復)に要した費用及び世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除の対象として検討する必要があると規定されている。

(17) 請求人は、令和3年6月5日付けで本件審査請求を提起した。

(18) 審理員は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第36条の規定により、本件処分による保護金品の全額を返還額とすることが請求人世帯の自立を著しく阻害すると認められないかについての検討の有無等を質問したところ、これに対し、処分庁は、令和3年9月16日付けで、請求人に対し自立更生に資する経費について確認のため、法第63条返還義務の説明と残る保険金の用途について聞き取りを行うも、請求人から自立のために必要な家具・家電・新たな治療材料等、生活に必要な

な用具の購入について相談がなかった旨回答した。

3 法の仕組み

(1) 費用返還決定について

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

しかし、資産等はあるとしても、すぐにはその活用ができず、急迫した事由がある場合に、必要な保護が行われることが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

(2) 資力の発生時期について

自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとなる。また、任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなる（問答集問13-6（答）（3））。

(3) 費用返還義務について

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を

受給した場合の処理について定めたものであるところ、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて、保護の本来的な受給資格を欠いていた場合に該当するといえることができることから、かかる場合も同条が適用されることになる（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照）。

法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の選択的判断の余地を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不相当又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の選択的判断に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関は、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程が合理性を欠く場合には、違法又は不当となると解される（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

問答集問13-5（答）（2）においては、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額や、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自

立更生のために真に必要と実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、法第63条の上記趣旨を示したものと言える。

- (4) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、保険金その他の臨時的収入(次官通知第8の3の(3)オ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとしており、問答集問13-23は、法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものとし、具体的には、返還対象となる収入の種類が次官通知第8の3(2)エに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとなると規定している。

- (5) 次官通知第8の3(3)は、収入として認定しない保険金等の額として、同オで、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金等のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額を掲げている。

局長通知第8の2(4)は、自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ることとし、また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえないとしている。

課長通知第8の問40答(1)は、局長通知第8の2(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定について、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しく

は疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費と規定している。

4 あてはめ

(1) 資力の発生時期について

前記2(2)のとおり、請求人は、平成●年●月●日に本件交通事故により受傷し、前記2(10)のとおり、保険金として●円(以下「本件保険金収入」という。)を得たことが認められる。なお、前記2(7)及び(9)のとおり、請求人の口座には、令和●年●月●日に既払い金、過失相殺額、弁護士費用を除いた●円が振り込まれている。

前記審理関係人の主張の要旨2(3)のとおり、処分庁は、傷病による損害に係る自賠責保険金収入についての資力発生時を平成●年●月●日(事故発生時)、後遺障害による損害に係る自賠責保険金収入についての資力発生時を令和●年●月●日(障害等級認定時)、任意保険に係る保険金収入についての資力発生時を令和●年●月●日(示談成立時)としている。

前記3(2)のとおり、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなり、自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになることとされている。もっとも、ここにいる損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であるとされていることからすると、処分庁が、傷害による損害に係る自賠責保険金については、事故発生時を、後遺障害による損害に係る自賠責保険金については、障害等級認定時を、任意保険金については、示談成立時を資力発生時点としたことは不合理とは言えない。

そうすると、本件保険金収入に係る資力の発生時期については、この処分庁の認定を前提とするのが相当である。

(2) 返還額の決定について

ア 前記2(10)のとおり、請求人は、本件交通事故の損害賠償として、本件保険金収入 [] 円(自賠責保険金(障害による損害) [] 円、自賠責保険金(後遺障害による損害) [] 円、任意保険による保険金 [] 円)を受けており、本件交通事故の保険金に係る資力の発生時期は、前記(1)のとおりであると認められ、前記2(14)のとおり、処分庁は、請求人に対して、平成 [] 年 [] 月から令和 [] 年 [] 月までの期間に扶助費を支給していたことから、請求人は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に当たり、請求人は、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第6.3条)。

イ 請求人に対する扶助費の過払い金は以下のとおりとなる。

(ア) 自賠責保険金(障害による損害)

同保険金 [] 円については、前記2(14)のとおり、資力発生日(平成 [] 年 [] 月 [] 日)以降平成 [] 年 [] 月分までに、当該資力を超える扶助費([] 円)が支給されているから、返還対象となる過払金は、 [] 円となる。

(イ) 自賠責保険金(後遺障害による損害)

同保険金 [] 円については、前記2(14)及び(15)のとおり、資力発生日(令和 [] 年 [] 月 [] 日)以降保護廃止時まで支給された額 [] 円(扶助費(医療扶助費を除く) [] 円+医療扶助費 [] 円)を超えるから、返還対象となる過払金は [] 円となる。

(ウ) 任意保険金

同保険金 [] 円については、資力発生日(令和 [] 年 [] 月 [] 日)以降の支給額は、既に(イ)で考慮されているため、返還対象となる過払金は、0円。

(エ) したがって、前記3(3)及び(4)のとおり、原則として、当該過払金の全額である [] 円(前記(ア)から(ウ)までの合計)から8,000円を控除(次官通知第8-3(2)エ(イ))し

た額 [REDACTED] 円（以下「本件過払額」という。）が、法第63条の規定による返還対象となる。

この点、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2（3）（イ）のとおり、本件における過払額を4,921,457円と認定しており、これは上記の本件過払額と異なるから過払額の認定に瑕疵があると言わざるを得ない。

ウ 自立更生費について

（ア）前記3（3）のとおり、法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関は、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（自立更生費）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程が合理性を欠く場合には、違法又は不当となると解される。

そして、前記2（12）のとおり、本件保険金収入があったことを契機に請求人の保護は廃止されており、本件は、収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であると言えるから、前記3（3）のとおり、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要な費用の有無も検討すべきであると解される。

そうすると、本件処分を行うに当たっては、本件過払額から必要経費を控除した額を返還額とすることが、請求人世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合に、請求人世帯の自立更生費や、請求人世帯の今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要な費用の有無を考慮すべきことが要求されると言えるから、この点についての処分庁の判断に不合理なところがないか、以下検討する。

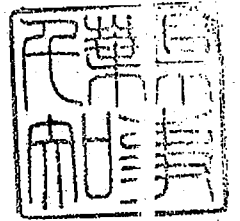
（イ）この点、処分庁は、前記2（18）のとおり、請求人に対し、「自立更生費について確認のため、法第63条返還義務の説明と残る保険金の用途について聞き取りを行うも、請求人から自立のために必要な家具・家電・新たな治療材料等、生活費に必要な用具の購入について相談がなかった」とし、自立更生費の有無等の確認をしたが、請求人がこれに応じなかった

旨主張する。しかしながら、前記2(6)の処分庁が作成したケース記録票には、令和■年■月■日に請求人宅を訪問した際に、法第63条の返還対象となる見込み額を伝え、保険金の使い道を聞いた旨の記載はあるものの、本件処分を決定するにあたって、請求人に自立更生費が控除できることを説明したうえで自立更生費の有無や今後の生活設計等を確認したことを裏付ける客観的な証拠はなく、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり、請求人は、今後の生活や通院などにお金がかかるため、自立を著しく阻害するものである旨主張して、自立更生費の存在について争っていると解されることからすると、本件において自立更生費の有無等の確認を行ったとの事実を認定することは困難である。

(ウ) もっとも、本件では、前記審理関係人の主張の要旨2(3)ア(ア)のとおり、処分庁は、任意保険の収入を認定する際に、治療関係費、入院雑費、通院交通費、装具等購入費(以下「治療費等」という。)を必要経費として当該収入から控除している。しかし、必要経費とは、当該収入を得るために要した費用をいい、保険金収入の場合には、受領するために必要な交通費、保険金請求に必要な経費、弁護士費用等を言うものであって、上記の治療費等は必要経費ではなく、自立更生費として考慮すべきものであると解される。

また、処分庁は、費目はどうであれ、任意保険金の収入を認定するにあたって治療費等を必要経費として考慮しているものの、自賠責保険収入については治療費等を一切考慮しておらず、前記(2)イ(ウ)のとおり、任意保険金に対応する扶助費の過払金は0円であり、返還額の決定にあたり任意保険金については治療費等を考慮する余地はないから、本件処分にあたり、実質的にみて自立更生費として治療費等が考慮されているとはいえない。

そして、前記2(4)のとおり、請求人は、本件交通事故に係る後遺障害の認定を受けており、法第63条の規定による返還決定に当たっては、請求人世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての配慮が不可欠であるところ、前記2(10)のとおり、自賠責保険は、障害及び後遺障害による損害に係るものであると認められ、当該収入に対応する治療等の費用



は請求人の自立に資する費用として考慮すべきであるにもかかわらず、本件処分において当該費用を自立更生費として全く考慮していないのは不適切である。しかも、問答集問13-5(2)ウ及びエに基づき、自立更生費として治療費等が考慮されれば法第63条による返還額が減額になる可能性があるのであるから、このような取扱い是不当であると言わざるを得ない。なお、前記2(16)のとおり、処分庁の内規において、交通事故の保険金等について、返還額決定の際に、損害補てん(原状回復)に要した費用等を返還対象額から控除する旨が規定されており、治療費等は、請求人の損害補てんに要した費用に当たるものと考えられるから、同規定により控除されることが想定されている。

さらに、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(3)ア(ウ)のとおり、本件では保護の廃止がなされており、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合に該当しない旨主張する。しかしながら、上記のとおり、生活保護を脱却する場合においても、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要な費用の有無も検討すべきであって、これは国民の自立を助長することを目的とする法の趣旨に適うものである。

- 5 したがって、本件処分には、過払額の認定に過誤があり、また、請求人世帯の自立更生費や、請求人世帯の今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要な費用の有無についての考慮がなされているものとは言えず、その判断過程に瑕疵が認められるから、その余の点を審査するまでもなく違法又は不当なものであり、取り消しを免れ得ない。

6 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和4年5月13日

千葉県知事 熊谷 俊

